

平成30年度 第12回香取市農業委員会総会議事録

平成31年3月6日

3月6日(水)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を山田公民館2階視聴覚室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第4 議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第5 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第7 報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	松 枝 和 夫	2番	越 川 定 勝
3番	富 澤 克 彦	4番	寺 島 美 幸
5番	飯 森 孝	6番	片 野 壽 夫
7番	海 老 澤 武	8番	高 松 多 可 史
9番	鵜 澤 幹 司	10番	林 藤 江
11番	菅 谷 樹 雄	13番	篠 塚 正 悟
14番	高 木 甚 一	15番	伊 藤 は つ 子
16番	高 木 重 樹	17番	伊 藤 寛
18番	栗 林 利 男	19番	大 堀 潔

1. 欠席委員1名、その氏名は下記のとおり

12番 内 山 勝 己

事務局職員出席者

事務局長 藤 崎 弘 之 管理班長 高 岡 晃
農地班長 林 光 夫 主 査 滑 川 典 文
主 査 高 橋 亮 太 郎

開会 午後 3時05分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、18名です。欠席委員は、12番 内山勝己委員です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成30年度第12回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、3番 冨澤克彦委員、15番 伊藤はつ子委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第7 報告第3号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成31年3月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番から15番で、ページは1ページから6ページです。

整理番号1番、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、賃借権設定をするものです。

整理番号2番および15番、譲受人が農業経営の合理化を図るため売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号3番、譲渡人の処分意向を受けて、譲受人が売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号4番および5番、譲渡人が農業経営廃止のため、譲受人が贈与により所有権移転を受けるものです。

整理番号6番、10番、12番および14番、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号7番、8番および9番、譲渡人の管理が行き届かないため、譲受人が贈与により所有権移転を受けるものです。

整理番号11番、親子間の贈与により、農業後継者に所有権移転するものです。

整理番号13番、子が新規就農のため親子間による使用貸借権を設定するものです。

以上、15件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 高木重樹委員。

16番高木委員 去る、2月27日、水曜日、午後1時30分より市役所301会議室において、第3班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は15件であります。

このうち、整理番号1番については、事前審査会に法人組合員の出席を求め、営農計画等の説明を受けました。その他の案件については、写真および書類等で審査しました。

それでは、審査結果について報告いたします。

最初に、整理番号1番については、法人組合員からの聴き取りにより確かな農業技術と意欲を確認し、経費計画については一部疑義があったため、再度提出を求め適正な内容を確認いたしました。

整理番号1番を含む議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限にかかわる事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第1号 整理番号7番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○委員 退場)

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号7番について、13番 篠塚委員。

13番篠塚委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

なお、尾形推進委員には電話にて連絡をしております。

申請地は、譲渡人においては、面積が小さく、また現況は整理番号8番、9番の土地とともに一枚の土地となっているため、従前より管理している譲受人に対し贈与をする協議が整ったものであります。

申請地は、譲受人の自宅から近いため、良好な維持管理が行われると思われれます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号 整理番号7番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 整理番号7番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○委員 入場・着席)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第1号の1件を除く14件について、審議いたします。

担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として、農業経営の基盤強化を図るため、譲渡人の農地へ賃借権の設定を行うものであります。

法人は、5,179㎡の耕作地を○○市に有し、○○や○○○○○○栽培を行っております。

申請地では、○栽培を計画しております。

組合員の営農状況や農作業計画、営農計画等も適正であり、またこれまで梨栽培を行ってきた譲渡人より指導を仰ぎ研修を受けてきていること、今後も指導を受けていながら栽培を行っていくとのことから、賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号2番について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

申請地は、譲受人がこれまでぶどう栽培を行ってきましたが、このたび売買による協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号3番、4番の2件について、6番 片野委員。

6番片野委員 まず、整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、農地所有適格法人である譲受人が、○○○○栽培を行うにあたり、まとまった土地であり、また譲渡人は負債整理を行わなければならないことから、協議により売買が整ったものです。

法人の組合員の営農状況や農作業計画、営農計画等も適正であり、所有権移転後も良好な

維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号4番について、説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり、隣接土地所有者である譲受人に、贈与する協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号5番について、8番 高松委員。

8番高松委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、山田推進委員とは電話にて場所を説明してあります。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの遠隔地居住で、農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり譲受人は自作地に近い農地を取得し、耕作したい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号6番について、12番 内山委員でございますが、本日欠席のため事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 それでは、代読いたします。

整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号8番、9番の2件について、13番 篠塚委員。

13番篠塚委員 整理番号8番、9番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

また、推進委員には電話にて話をしております。

なお、この整理番号8番、9番については、譲受人が同一であるため、一括してご説明いたします。

申請地は、各譲渡人においては、それぞれ面積が小さく、また現況は一枚の土地となっているため、すべての面積において従前より管理している譲受人に対し、贈与をする協議が整ったものであります。

申請地は、譲受人の自宅から近いため、良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号 10 番について、14 番 高木甚一委員。

1 4 番高木委員 整理番号 10 番について、現地調査等を行った結果について、説明いたします。

この申請は、譲渡人は転出のため農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地の近接農地を取得し、耕作したい意向があり売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号 11 番、12 番の 2 件について、16 番 高木重樹委員。

1 6 番高木委員 整理番号 11 番について、菅谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は遠隔地に住んでおり、農業経営を行っていないため香取市内に所有する農地を全部処分したい意向があり、譲受人は自宅近くの農地を取得し耕作したい意向があり、贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号 12 番についても菅谷推進委員と現地確認をしました。

この申請は、譲渡人は遠隔地居住で農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり譲受人は自作地の隣接農地を取得し耕作したい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号 13 番、14 番の 2 件につきましては、私の案件でありますので議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読いたします。

整理番号 13 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営に参入するため、父の農地に使用貸借権の設定を行うものであります。

譲受人は、これまで香取農業事務所の農業研修を受けてきましたが、今後は農業大学校等で研修を受けてきた配偶者とともに、父より営農指導を受けながら取り組んでいく予定です。

営農計画等も適正であり、使用貸借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号 14 番について、説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号 15 番について、19 番 大堀委員。

19 番大堀委員 整理番号 15 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、農作業の合理化を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものであります。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

片野委員。

6 番片野委員 農地班長の案件の説明で整理番号 4 番、5 番を贈与というようなことで説明あ

ったと思うんですが、5 番が資料で売買になっていますけれども、こちらで正しいんですか。

事務局農地班長 失礼しました。議案の 5 番、売買と備考に出ているものが正しく、私の説明が間違っておりました。

議 長 ほかに、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号の1件を除く14件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号の1件を除く14件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。平成31年3月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番から11番で、ページは7ページから10ページです。

整理番号1番および2番は同一事業です。

転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は整理番号1番は地上権設定、整理番号2番は所有権移転です。

申請地の農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため第2種農地に該当します。

整理番号3番、転用目的は貸駐車場・貸資材置場用地および宅地拡張用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第1種農地ではありますが、不許可例外事由Iの住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上また業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

整理番号4番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

整理番号5番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は賃借権設定です。

申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

整理番号6番、転用目的は一時転用を伴う土砂採取用地で、権利の内容は賃借権設定です。

申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

整理番号7番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

整理番号8番、転用目的は一時転用を伴う農地造成で、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

整理番号9番から11番は同一事業です。転用目的は駐車場用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため第2種農地に該当します。

以上、11件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の審査報告をお願いします。

第3班 班長 高木重樹委員。

16番高木委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は11件であります。

このうち、同一事業である整理番号1番および2番、同じく同一事業である整理番号9番から11番については現地調査を実施し、その他の案件については、写真および書類等で審査をいたしました。

書類等で審査した案件については、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題はなく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

次に、現地調査案件については、調査の結果から他の農地に被害を及ぼす影響もなく、申請の用途に供することの確実性についても問題はなく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番の2件について、1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1番から2番につきましては、関連案件ですので一括して説明申し上げます。

なお、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇〇号線を〇〇方面から行きて、〇〇の地先に入りまして〇〇〇〇の立体交差がありますが、そこから〇〇メートル位進んだ所に〇〇しの〇〇〇〇があります。そこを右折いたしまして、坂を〇〇メートルほど上がりまして突き当たりの丁字路を左に〇メートル位行った所です。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に本店のある太陽光発電事業などを営む法人ですが、申請地を有効活用し安定収入を得るため太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

申請地では、造成、埋立等はいりません。

用水の利用はなく、排水については雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地はありませんが高台にあるため申請地周囲に堰堤を設け、土砂および雨水等の流出防止を図ります。

なお、土地改良区区域外であり資金計画も適切と考えられるため、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号3番について、3番 富澤委員。

3番富澤委員 整理番号3番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇を〇〇から〇〇方面に向かって〇〇〇〇〇の〇〇を右折し、約〇〇メートル位行った左側に位置します。

譲受人は、市内で〇〇〇を営んでいる会社の役員ですが、会社が借りている土地の駐車場が狭くなってきたため、駐車場および資材置場として会社に貸す計画です。

また、自宅と隣接地との空間が狭いため宅地を拡張する計画をしたものです。

申請地では、周囲と高さを合わせるため、平均1メートル程度盛り土をし埋立をします。

用水の利用はなく、排水については雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地との境界にある幅約1メートルの排水路には埋立を行わず、さらにそこに法面を30度未満として設けるつもりです。土砂流出はございません。

なお、土地改良区から転用同意を受けており、資金計画も適切と考えられているため、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号4番、5番の2件について、13番 篠塚委員。

13番篠塚委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

尾形推進委員には電話にて連絡しております。

場所ですが〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇近くに〇〇〇〇〇〇という所があります。その前の道路を左折しまして〇〇方面へ向かって〇〇メートル位行って左折〇〇メートル位行った右側であります。

譲受人は、現在〇〇〇〇〇〇〇〇近くで暮らしておりますが、敷地内で浸水の被害があるため、新たに別の場所で専用住宅を建築し、申請地は自宅駐車場とする計画をしたものであります。

申請地では埋立等はいりません。

用水の利用はなく、排水については雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地である北側とは高低差がないため土砂流出の影響は軽微であると考えられます。

なお、土地改良区区域外であり、資金計画も適切と考えられるため、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

続きまして、整理番号5番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

尾形推進委員には電話にて連絡しております。

これも〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇前の〇〇を右折〇〇メートル位進行して右折〇〇メートル位先左側であります。

譲受人は、申請地を有効活用し安定収入を得るため、太陽光発電設備を設置する計画をしたものであります。

申請地では、造成、埋立等はいりません。

用水の利用はなく、排水については雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地にはフェンスを設置することで、土砂流出の防止を図ります。

なお、土地改良区区域外であり、資金計画も適切と考えられるため、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号6番について、16番 高木委員。

16番高木委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所なんですけれども、〇〇〇と〇〇〇のちょうど境界を山の方に戻って〇〇メートル位行った所の場所でございます。

また、菅谷推進委員と電話にて説明をしました。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に本店のある土砂採取等の事業を営む法人であります。

隣接地では、すでに土砂採取事業が行われており、申請地も当初より事業計画区域でありましたが、埋蔵文化財の調査が行われておりました。

このたび、文化財調査が終了したため全体の土砂採取事業期間と合わせて、平成32年2月29日までの一時転用を申請したものであります。

また、隣接農地はなく、雨水については浸透池を設置し処理いたします。

なお、土地改良区区域外であり、資金計画も適切と考えられるため、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号7番から11番の5件につきましては、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読いたします。

整理番号7番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇線沿いにある〇〇〇〇〇から〇〇メートルほど〇〇を〇〇方面へ進み、そこを左折した〇〇メートル先になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に本店のある太陽光発電事業などを営む法人ですが、申請地を有効活用し安定収入を得るため太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

申請地では埋立等を行わず整地をします。

用水の利用はなく、排水については雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地には、土嚢や小堰堤を設けることで土砂流出の防止を図ります。

なお、土地改良区区域外であり資金計画も適切と考えられるため、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

続きまして、整理番号8番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

場所は、同じく〇〇〇〇〇〇〇〇〇にある〇〇〇〇〇から〇〇メートルほど〇〇を〇〇方面へ進み、そこを左折した〇〇メートル先になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に本店のある土木工事、車両・重機のリースおよびレンタル業などを営む法人ですが、土地所有者との合意により窪地で作業効率が悪い申請地に対し、かさ上げを再生土で行い表土は天地返しにより覆土し、良好な農地とする農地造成計画をしたものです。

申請地は、周囲と高さを合わせ造成します。

また、用水の利用はなく、排水については雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

なお、一時転用期間は平成31年7月31日までとなり、資金計画も適切と考えられるため本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

続きまして、整理番号9番から11番につきましては、関連案件ですので、一括して現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

場所は、先ほどの整理番号8番の隣接地となります。

譲受人は、同じく〇〇〇〇〇〇に本店のある土木工事、車両・重機のリースおよびレンタル業などを営む法人ですが、車両および重機類のリース・レンタル業の拡大、および東北方面に展開している事業地への交通の利便性から、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より近い申請地に駐車場を確保する計画をしたものです。

申請地では、周囲と同じ高さにするため再生土による埋立てを行います。

用水の利用はなく、排水については雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地には申請地周囲に堰堤を設けることで、土砂流出の防止を図ります。

なお、土地改良区区域外であり、資金計画も適切と考えられるため、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成31年3月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

平成30年度第12次農用地利用集積計画は、整理番号1番から193番で、ページは11ページから88ページです。

所有権移転が5件、田が9,612㎡、畑が2,316㎡です。

使用貸借権設定の新規2件、すべて畑で991㎡です。

賃借権設定の新規73件、田が276,044㎡、畑が27,020㎡です。

再設定90件、田が313,764㎡、畑が6,069㎡です。

次に、農地中間管理機構分について、

使用貸借権設定の新規5件、すべて田で16,834㎡です。

賃借権設定の新規18件、田が112,293㎡、畑が2,892㎡です。

以上193件の第12次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 議案第3号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第3号 整理番号4番、5番の2件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 整理番号4番、5番の2件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 整理番号4番、5番の2件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○委員 入場・着席)

議 長 同じく、議案第3号 整理番号146番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 整理番号146番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 整理番号146番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第3号の3件を除く190件について、審議します。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第3号の3件を除く190件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第3号の3件を除く190件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成31年3月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番から15番で、ページは89ページから97ページです。

使用貸借権設定の新規2件、すべて田で16,834㎡です。

賃借権設定の新規13件、田が112,293㎡、畑が2,892㎡です。

以上、15件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

議案第4号 整理番号2番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号2番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号2番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号の1件を除く14件について、審議します。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号の1件を除く14件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第4号の1件を除く14件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 報告第1号から報告第3号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり

農地法第 18 条第 6 項および農地法施行規則第 68 条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成 31 年 3 月 6 日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は 3 件です。

報告第 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第 18 条第 6 項および農地法施行規則第 68 条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成 31 年 3 月 6 日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は 20 件です。

報告第 3 号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出があったので報告する。平成 31 年 3 月 6 日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は 2 件であります。

以上です。

◎閉 会

議長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時59分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人